

報告事項 3 地域公共交通確保維持事業費補助金における

事務手続き等の変更について

1. 報告事項

「地域公共交通確保維持改善事業」によるバス事業経費に対する補助金の事務手続きは、「補助金の計画作成・提出」、「事業実施」、「事業評価」、「交付申請・補助金受理」の概ね4段階があり、地域間幹線系統、フィーダー系統において、本協議会、バス事業者、愛知県公共交通協議会がそれぞれの事務手続きを実施しております。

来年度以降、継続して補助金を活用するためには、一部事務手続きの変更が必要となりますので、その変更概要について報告いたします。

2. 変更内容（変更部分を赤字で表現）

No.	系統名 ・対象路線	補助金の計画 策定・提出 (R6.6)	事業実施 (R6.9 ～R7.10)	事業評価 (R8.1)	交付申請・ 補助金受理 (R7.11～R8.3)
1	フィーダー系統 ・あんくるバス 安祥線、 循環線(右・左)	安城市総合交 通会議 (提出計画変 更) ※1	バス事業者	安城市総合交 通会議	バス事業者 ↓ 安城市総合交 通会議※3
2	地域間幹線系統 ・あんくるバス 西部線、 作野線、 東部線	愛知県公共交 通協議会 ↓ 安城市総合交 通会議※2	バス事業者	愛知県公共交 通協議会 ↓ 安城市総合交 通会議※2	バス事業者 ↓ 安城市総合交 通会議※3
3	地域間幹線系統 ・名鉄バス 岡崎・安城線	愛知県公共交 通協議会	バス事業者	愛知県公共交 通協議会	バス事業者

※1 国へ提出する計画が変更となりますが、内容は現行とほぼ変更ありません。

※2 愛知県にて策定していた計画を本協議会で作成します。

同様に、計画策定者である本協議会が、事業の評価も実施します。

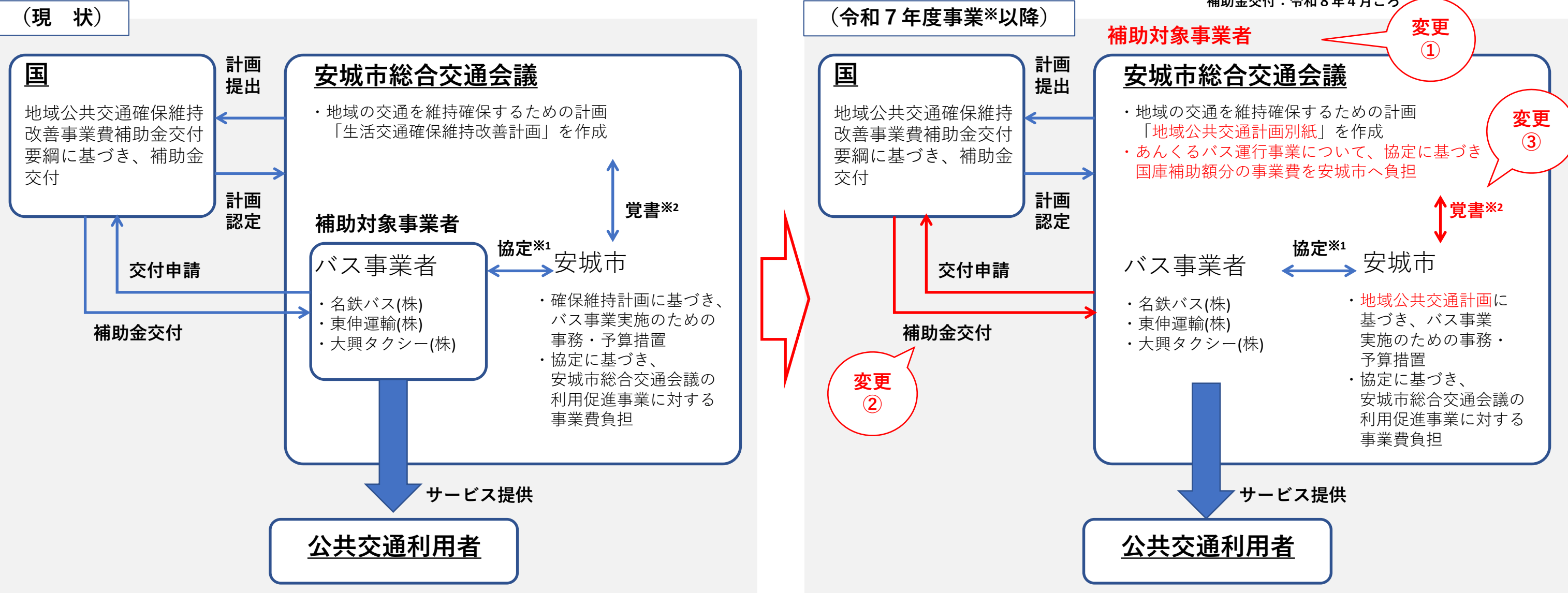
※3 これまでバス事業者に交付されていた補助金を本協議会に交付されます。

なお、交付された補助金は、安城市と本協議会との覚書の一部内容を変更し、安城市へ負担金として支払います。

3. 資料

- ・資料 3－1 フィーダー系統補助に係る変更について
- ・資料 3－2 地域間幹線系統補助に係る変更について
- ・資料 3－3 安城市と安城市総合交通会議との覚書について

(1) 補助金・事務手続き等の変更イメージ図

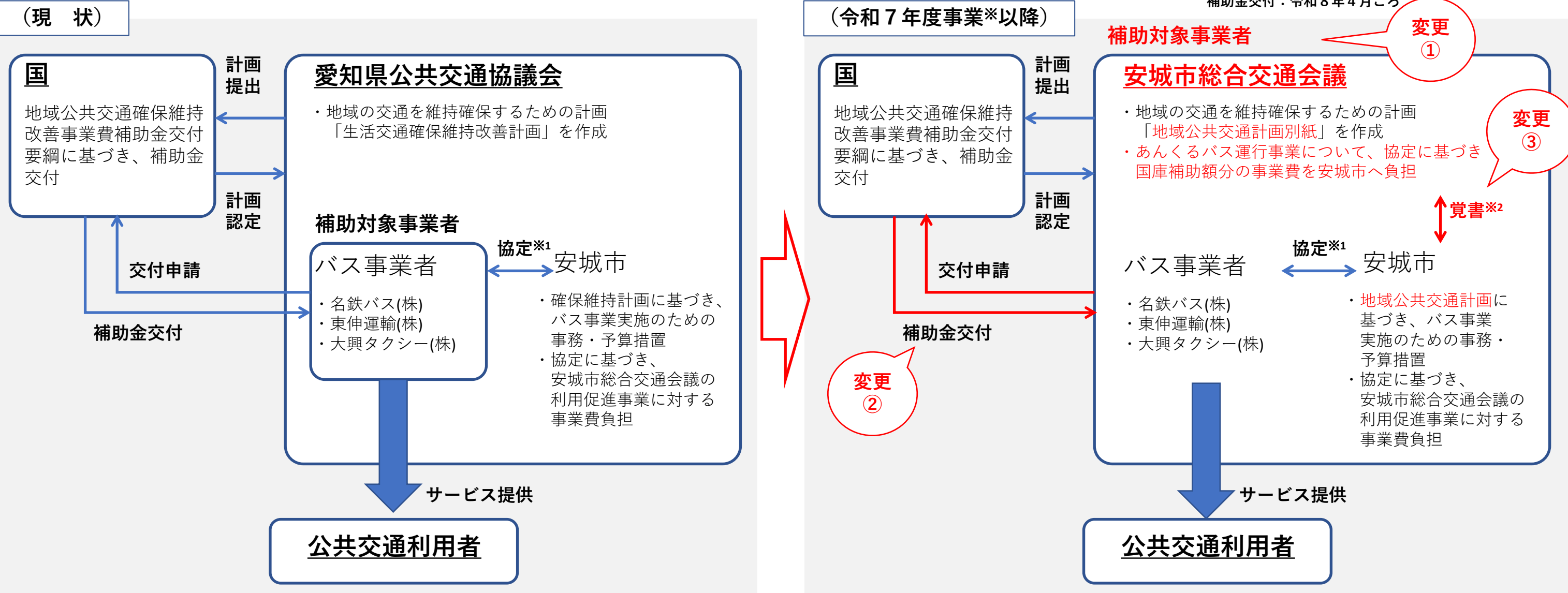


※1 バス事業者と安城市が締結しているあんくるバスの運行に関する運行協定
※2 安城市総合交通会議の事業費負担について、安城市総合交通会議と安城市が毎年締結している覚書

(2) 変更内容の概要

- 変更① 国へ提出する計画の変更**
- ・「生活交通確保維持改善計画」（例年6月作成・提出） → 「安城市地域公共交通計画」提出とともに「地域公共交通計画別紙」を作成・提出
 - ・「地域公共交通計画別紙」の記載内容は「生活交通確保維持改善計画」とほぼ同じ（内容は令和6年度第1回目の会議にて説明予定）
- 変更② 補助金の交付申請者及び補助金交付者が変更**
- ・これまでバス事業者から国へ提出していた補助金の交付申請を安城市総合交通会議が実施
 - ・補助金の交付者も同様に、国からバス事業者へ交付されていた補助金が安城市総合交通会議に交付
- 変更③ 交付された補助金の取り扱いに関連する覚書の変更**
- ・現在：バス事業者へ交付された補助金は、運行協定により安城市が支払う金額から差し引いて清算 = 間接的に安城市へ補助金が交付される
 - ・今後：安城市総合交通会議へ交付された補助金は、あんくるバス運行事業の一部として負担 = 関節的に安城市へ補助金が交付される
- 現在、安城市総合交通会議の事業費は安城市との覚書によって安城市が負担しているが、令和6年度より覚書の記載を追加変更し、安城市総合交通会議が補助金の範囲内であんくるバス運行事業の一部を負担（実際に補助金が会議に交付されるのは令和7年度末で、令和7年度予算から総合交通会議の負担金として歳出に計上）

(1) 補助金・事務手続き等の変更イメージ図



(2) 変更内容の概要

※1 バス事業者と安城市が締結しているあんくるバスの運行に関する運行協定
※2 安城市総合交通会議の事業費負担について、安城市総合交通会議と安城市が毎年締結している覚書

変更① 国へ提出する計画の申請者の変更 ・計画の策定・申請者が愛知県公共交通協議会から安城市総合交通協議会へ変更 ・「生活交通確保維持改善計画」（例年 6 月作成・提出） → 「安城市地域公共交通計画」提出とともに「地域公共交通計画別紙」を作成・提出 ・「地域公共交通計画別紙」の記載内容は「生活交通確保維持改善計画」とほぼ同じ（内容は令和 6 年度第 1 回目の会議にて説明予定）		} フィーダーの変更内容と同じ
変更② 補助金の交付申請者及び補助金交付者の変更 ・これまでバス事業者から国へ提出していた補助金の交付申請を安城市総合交通会議が実施 ・補助金の交付者も同様に、国からバス事業者へ交付されていた補助金が安城市総合交通会議に交付		
変更③ 交付された補助金の取り扱いに関連する覚書の変更 ・現在 : バス事業者へ交付された補助金は、運行協定により安城市が支払う金額から差し引いて清算 = 間接的に安城市へ補助金が交付される ・今後 : 安城市総合交通会議へ交付された補助金は、あんくるバス運行事業の一部として負担 = 関節的に安城市へ補助金が交付される - 現在、安城市総合交通会議の事業費は安城市との覚書によって安城市が負担しているが、令和 6 年度より覚書の記載を追加変更し、安城市総合交通会議が補助金の範囲内であんくるバス運行事業の一部を負担（実際に補助金が会議に交付されるのは令和 7 年度末で、令和 7 年度予算から総合交通会議の負担金として歳出に計上）		} フィーダーの変更内容と同じ

(協定・現行)

安城市総合交通会議の事業費負担に関する覚書

安城市総合交通会議（以下「甲」という。）と安城市（以下「乙」）は甲が行う利用促進事業の事業費について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（事業負担金）

第1条 乙は、甲が安城市地域公共交通計画等に基づき実施する利用促進事業の事業費を負担するものとする。

2 前項の額は、乙の当該年度の予算の範囲内とする。

（負担方法）

第2条 安城市総合交通会議会長は、前条事業の負担金の申請を行うときは、乙が定める書式によって、申請するものとする。

（精算）

第3条 国庫補助金及びその他の収入金等があった場合は、その額を差引き、これにより生じた不要額を精算し、乙に返戻するものとする。

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項、疑義又は変更の必要が生じたときは、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

上記覚書の成立を証するため、本通2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各1通ずつ保有する。

令和6年〇月〇日

甲 愛知県安城市桜町18番23号
安城市総合交通会議
会長 伊 豆 原 浩 二

乙 愛知県安城市桜町18番23号
安城市
安城市長 三 星 元 人

(協定・変更案)

安城市総合交通会議及び安城市の事業費負担に関する覚書

安城市総合交通会議（以下「甲」という。）と安城市（以下「乙」）は、**安城市地域公共交通計画に基づき実施される甲及び乙の実施事業**の事業費について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（事業負担金）

第1条 乙は、甲が安城市地域公共交通計画等に基づき実施する利用促進事業の事業費を負担するものとする。

2 前項の額は、乙の当該年度の予算の範囲内とする。

3 甲は、乙が安城市地域公共交通計画等に基づき実施するあんくるバス運行事業の事業費を負担するものとする。

4 前項の額は、甲の当該年度における国庫補助金による収入額と同額とする。

（負担方法）

第2条 安城市総合交通会議会長は、前条**第1項に規定する**事業の負担金の申請を行うときは、乙が定める書式によって、申請するものとする。

2 安城市総合交通会議会長は、前条第3項に規定する事業の負担金額が確定した際は、甲が定める書式によって、その負担額を通知するものとする。

（精算）

第3条 甲は、**第1条第1項に規定する事業実施後不要となった残額、第1条第3項に規定する事業費の負担額**、国庫補助金及びその他の収入金等を精算し、乙に返戻するものとする。

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項、疑義又は変更の必要が生じたときは、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

上記覚書の成立を証するため、本通2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各1通ずつ保有する。

令和6年〇月〇日

甲 愛知県安城市桜町18番23号
安城市総合交通会議
会長 伊 豆 原 浩 二

乙 愛知県安城市桜町18番23号
安城市
安城市長 三 星 元 人